慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	アイルランドとEU : 歴史的展開とリスボン条約の批准
Sub Title	Ireland and the European Union : historical development and ratification of the Lisbon treaty
Author	小久保, 康之(Kokubo, Yasuyuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2011
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.84, No.1 (2011. 1) ,p.203- 228
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	田中俊郎教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20110128-0203

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アイルランドとEU

——歴史的展開とリスボン条約の批准——

小久保康之

一　はじめに
二　独立からEEC加盟まで
三　EUの一員として——「ケルトの虎」へ——
四　EUの「問題児」？
五　リスボン条約の批准
六　結　語

一　はじめに

アイルランドは、人口約四四五万人、面積約七万三〇〇平方キロメートル（北海道とほぼ同じ）[1]の小国であり、人口では現在のEU（欧州連合）の総人口の一％にも満たない。その小国がEUにおいて注視されているのは、今世紀に入ってから、ニース条約とリスボン条約というEUの新条約の批准に関して、同国が国民投票で二度に

わたり、否決そして再可決という綱渡りを演じたからにほかならない。EUという国際機構は、超国家的な側面を含んでいるとは言え、基本的には全加盟国が調印・批准する国際条約に基づいて運営されており、一国でも新条約の批准に失敗すれば、EU全体の新たな進展はすべて保留されてしまう運命にある。それゆえ、EUの新条約の批准プロセスにおいては、小国と言え、極めて重要なアクターとなり得るのである。

他方において、アイルランドは、EU加盟により最も恩恵を受けた小国であり、EUへの忠誠心が高い国として信頼されていた。そのアイルランド国民がEU統合の進展に水を差すような国民投票の結果を示したのはなぜなのであろうか。そこに悩めるEUの実像があるのではないか。アイルランド国民の民意の表れは、単にアイルランド固有のものに留まるものではなく、EU加盟諸国全体に流れる新たな潮流を示しているのではないか、という視点において、同国の動向を分析することは有意義なものであると思われる。

そこで、本稿では、アイルランドとEUの関係が歴史的にどのような経緯を辿って発展してきたのかを追うことにより、小国であるアイルランドの国民がこれまでEU統合をどう捉えてきたのか、二一世紀に入ってから、どのような新しい流れが同国の対EU関係において観察されるのかを明らかにしたい。その上で、二七カ国という大所帯となったEUの今後の進展について、アイルランドのケースが特殊なのか、それともヨーロッパ全体に普遍的な潮流と言える部分を含んでいるのかどうかについて考察してみる。EUに加盟することで、アイルランドの内政や政治システムにどのような影響が見られるのか[2]、といういわゆる「ヨーロッパ化（Europeanization）」の問題については別稿に譲り、本稿では専らアイルランドがEUに対してどのようなスタンスで臨んできたかに論点を絞ることを最初にお断りしておきたい。

二　独立からEEC加盟まで[3]

アイルランドは、独立戦争後の一九二二年に英連邦内の自治領として発足し、アイルランド自由国憲法を制定した。一九三七年には現行アイルランド憲法を制定し、一九四九年に英連邦から離脱して共和国として独立している。従って、独立国家となってからまだ七〇年程度しか経験していない。

アイルランドの最大政党である共和党（Fianna Fáil）の創設者であるE・ドゥ・ヴァレラ（Eamon De Valera）が、一九三二年から一九五九年まで、二回野党に下る短期間を除いて、首相を務めることになるが、この間は、理想的でロマンティックなアイルランド国家の設立が追求された。アイルランド島分断の終止符、口語としてのゲール語の普及、新しい憲法の制定がドゥ・ヴァレラ首相の三つの目標とされたが、結局実現したのは新憲法の制定だけであった。彼は、政治的、経済的、文化的にも独立したアイルランドを目指したが、特に経済分野では、英国への依存から脱却することは困難であり、またこの間失業者の増大と移民流出問題がアイルランドにとって死活問題となっていた。

対外的には、国際連盟への積極的関与を通じて多国間主義をアイルランドの外交基本に据えてゆくが、第二次世界大戦時において、ドイツにも、また北アイルランドの分割問題で対立している英国とも与しないという意味において、中立政策を貫き通し、以後、中立政策は同国の外交政策の中核を占めることになる。第二次世界大戦後は、この中立政策は「安全保障」政策というよりは、アイルランドのアイデンティティーや価値、世界における同国の役割を反映するものとして認識されるようになる。北大西洋条約機構（NATO）への不参加により、同国は大西洋同盟の話し合いの枠外に置かれることになるが、地政学的に東西対立から離れた位置にあったこともあり、アイルランドが東西対立の脅威に巻き込まれることはなかった。

第二次世界大戦後は、欧州経済協力機構（ＯＥＥＣ）や欧州審議会（Council of Europe）に参加し、多国間外交を展開する。国連への加盟は、ソ連の反対から加盟が遅れ、一九五五年になってからであったが、ここでも平和維持活動への積極的な参加など、アイルランド外交の「黄金時代」を形成する。しかし、経済的に欧州統合の流れに合流することは望まず、あくまでも独立した国家形成を目指したところにこの時期のアイルランドの特徴があったと言えよう。

しかしながら、一九五〇年代後半になると、対外的な経済政策の変更を模索する動きが出てくる。独立と主権の維持に固執するのを止めて、主権の共有を伴う多角的な経済体制に参加することによりアイルランド経済を近代化させようとの議論が展開されるようになる。当時、アイルランドは、トルコ、アイスランド、ギリシャと共に、ヨーロッパの最貧周辺国として位置付けられており、同国の近代化が急務であるとの認識が広まっていた。しかし、経済的に依存している英国の動向を無視することができず、英国のＥＥＣ（欧州経済共同体）加盟への動きと連動して自らもＥＥＣに加盟することを目指しながら、かつ英国への極度の依存からの脱却をも図るという二つの戦略を同時並行的に進めることになるのである。(4)

一九五八年にアイルランドは経済政策の方向転換をするが、ヨーロッパはこの時期、ＥＥＣとＥＦＴＡ（欧州自由貿易連合）の二つの経済ブロックに分裂しようとしていた。アイルランドは農業国であるため、工業製品の自由化だけを対象としていたＥＦＴＡへの加盟には恩恵がなく、またＥＥＣへの加盟は英国への経済依存度が高いことから、英国が参加しなければ難しい選択肢となっていた。そのためアイルランドは両ブロック共に参加せず、孤立した状況に置かれることになったのである。(5) アイルランド経済の停滞、移民流出の継続、英国への経済的依存という同国の経済状況を冷静に分析し、経済の自由化と国際化に向けて方向転換する必要性を説いたのは時の財務大臣Ｋ・ホワイテーカー（Ken Whitaker）と、一九五九年から首相の座に就いたＳ・リーマス（Sean

Lemass）であった。[6] 一九五九年から一九六一年にかけて、アイルランド政府内でＥＥＣ加盟に関する討議が集中的に行われたが、ＥＥＣ加盟国になるという判断は当時のアイルランドの経済状況下においては必然的な結論であった。ＥＥＣ加盟により、一方において、アイルランドの農業産品と工業製品の市場アクセスを増大させ、他方において、地方の近代化と都市化の将来像を描くことができると判断されたのである。

一九六一年七月三一日に、英国のＨ・マクミラン（Harold Macmillan）首相が下院において同国のＥＥＣ加盟申請の意思表示をすると、アイルランドのリーマス首相はすぐにＥＥＣへの加盟申請書を提出した。英国が正式に加盟申請を提出するのはこの一〇日後のことであった。しかしながら、アイルランドの加盟申請に対して、原加盟国の六カ国の反応は消極的なものであった。その理由の一つは、アイルランドの経済が余りにも低開発であること、もう一つはＮＡＴＯに非加盟であることであった。その結果、アイルランドの加盟申請は、英国、デンマーク、ノルウェーに続く最後尾に置かれ、正式な加盟交渉も始まらなかった。一九六一年一〇月二二日に、ＥＥＣ理事会はアイルランドとの加盟交渉の開始を決定するも、日程については未定のままであった。アイルランドは加盟に向けた準備を進めていったが、Ｃ・ド＝ゴール（Charles De Gaulle）仏大統領が一九六三年一月に英国の加盟拒否を宣言することで、四カ国の加盟交渉は頓挫することになってしまうのである。

ＥＥＣへの加盟は一旦遠のいたが、アイルランドは加盟への準備を粛々と進めることになる。一九六五年に英国と自由貿易協定を締結し、六〇年代末にはＩＭＦとＧＡＴＴに加入して、同国経済を農業中心の対英依存経済から、工業化の方向に転換させていった。

一九六七年五月一一日に、アイルランドは英国と共に改めて加盟申請を提出するが、ド＝ゴールの拒否により、またしても待たされることになる。ド＝ゴール退陣後、後継者となったフランスのＧ・ポンピドゥー（George Pompidou）により、ＥＣのハーグ首脳会議が開催され、英国、デンマーク、ノルウェー、そしてアイルランド

の加盟が改めて政治日程に上ることになった。四カ国の正式な加盟交渉は、一九七〇年七月三〇日に開始され、一九七二年一月二二日に、アイルランドの加盟条約が調印された。[7]

アイルランドが加盟条約を批准するにあたっては、同条約がアイルランド憲法に抵触するために、憲法改正を実施するための国民投票が必要とされた。加盟条約がアイルランド憲法と抵触するとされたのは以下の三条文であった。[8]

第五条　アイルランドは主権、独立、民主国家である。

第六条二項　それらの政府の権限は、本憲法が設立する国家機関当局によってのみ実行される。

第一五条二項　排他的立法権は議会（Oireachtas）にのみ付与される。[9]

つまり、ECの政治共同体に向けての発展は、その時点においては極めて遅いペースであったが、ECの目標が本質的には政治的なものであり、EC加盟はアイルランドの主権に影響があることが十分に認識されていたのである。この点においては、同国のEC加盟申請の動機が主として経済的なものであるにも拘わらず、EC統合の本質についてアイルランドが理解していたことを物語っている。

国民投票は、一九七二年五月一〇日に実施され、投票率七〇・八八％、賛成八三・一％、反対一六・九％という圧倒的な賛成多数で可決された。アイルランドの二大政党のみならず、市民団体や農業団体が揃って加盟を支持していたことにより、この数字は当然の結果であった。アイルランド国民は、EC加盟が同国にとって経済的に利益があることを十分に熟知していたのであり、EC加盟問題はすでに解決済みの課題であったと言えよう。

後に首相を務めたB・アハーン氏（Bertie Ahern）は、当時の国民投票を三〇年後に以下のように振り返って

いる。

「我々は、欧州共同体に参加することにより、戦争を予防し、人々を一層調和し、一層緊密化するという統一ヨーロッパの基本的考えを支持すると言ってきた。また、EECに参加することが、失業をなくし、外資を引きつけ、新しい市場を開放し、生活水準を上げることに繋がると述べてきた。我々は正しかった。[10]」

三　ECの一員として――「ケルトの虎」へ――

一九七三年にECの一員となったアイルランドにとって、一九八七年に単一欧州議定書が発効するまでの一五年間は、ECの仕組みに慣れてゆくプロセスであり、一定の恩恵は得られたものの、まだ飛躍的な発展が期待できる状況ではなかった。

経済分野での恩恵が最も期待され、ECの共通農業政策や構造基金がアイルランド経済にとって恵みとなるとされたが、当初の一〇年間は、石油危機や欧州全体の景気低迷の影響で、期待通りの成果は得られなかった。それでも、EC議長国を、一九七五年、一九七九年、一九八四年と務めることにより、アイルランドは着実にECの一員としての地位を固めてゆくことになる。

また、欧州政治協力（EPC）の枠における外交政策の協力についても、アイルランドの中立は大きな問題とはならず、EPCへの全面参加を可能にしていった。同国の中立が、憲法や条約に明記されたものではなく、英国との関係が出発点にある外交政策の一環としての中立であり、スイスやスウェーデンのような他の中立諸国のように厳格な中立ではなかったことが大きな要因である。唯一、フォークランド紛争において、経済制裁に参加

表 1　アイルランド・ＥＵ関係年表

年　月	出　来　事
1959年12月	ＥＥＣとの外交関係樹立
1961年 6 月	アイルランドの加盟申請提出
1963年 1 月	ド・ゴールの拒否権により加盟交渉決裂
1966年 1 月	アイルランド、駐ＥＣ代表部設置
1967年 5 月	２回目のＥＥＣ加盟申請
1970年 6 月	正式な加盟交渉の開始
1972年 1 月	ＥＥＣ加盟条約に調印
1972年 5 月	ＥＥＣ加盟に関する国民投票（賛成83.1％、反対16.9％）
1975年上半期	アイルランド最初のＥＣ議長国
1987年 5 月	単一欧州議定書の批准（賛成69.9％、反対30.1％）
1990年上半期	アイルランド、ＥＣ議長国
1992年 6 月	マーストリヒト条約の批准（賛成69.1％、反対30.9％）
1996年下半期	アイルランド、ＥＵ議長国
1998年 5 月	アムステルダム条約の批准（賛成61.7％、反対38.3％）
2001年 6 月	ニース条約に関する国民投票（賛成46.1％、反対53.9％）
2002年10月	ニース条約批准（賛成62.9％、反対37.1％）
2004年上半期	アイルランド、ＥＵ議長国
2008年 6 月	リスボン条約に関する国民投票（賛成46.6％、反対53.4％）
2009年10月	リスボン条約批准（賛成67.1％、反対32.9％）

出典：Jane O'Mahony, "Ireland and the European Union: a less certain relationship?", in edited by Neil Collins and Terry Cradden, *Political issues in Irerand today, Third edition*, Manchester University Press, Manchester, p.17 に筆者が加筆。

しないという決断を下した以外は、アイルランドはＥＰＣに対しても積極的に関与していった。(11)

一九七九年に欧州通貨制度（ＥＭＳ）に参加することを決定したことは、アイルランド通貨の英国ポンドへの従属からの解放を意味すると同時に、英国が参加しないＥＭＳにアイルランドが参加することにより、同国がよりＥＣとの繋がりを重視している姿勢を見せることになった。アイルランド通貨の安定やインフレ抑止は、ＥＭＳに参加したことによるものであり、かつ英国からの独立を意味する上で、重要なポイントであった。(12)

一九八五年には、アイルランド上院のＪ・ドゥーグ議員（Jim Dooge）が条約改正のための政府間会議の委員長を務め、単一欧州議定書に向けた加盟国間の協議をまとめる重要な役割を果たしている。こうして、アイルランドは、ＥＣの一員としてその地位を確立してゆくのではあるが、当初期待されていたような経済的な恩恵はなかなか受けられなかった。

一九八六年に調印された単一欧州議定書の批准をめぐり、当初政府は国民投票に委ねるのではなく議会批准で済ませようとしていた。ところが、反ＥＣ活動家である一市民のＷ・クロッティー（William Crotty）氏が、単一欧州議定書はアイルランド憲法に抵触する部分を有しており、批准には国民投票が必要であるとの提訴を行った。アイルランド高等裁判所は、クロッティー氏の主張を退け、議会承認で十分であるとの判断を一旦下したが、アイルランド最高裁判所は、単一欧州議定書の第三部であるＥＰＣの部分についてはアイルランド憲法の修正が必要であるとの判断を言い渡した。憲法修正には国民投票が必要であることがアイルランド憲法第四七条に規定されており、単一欧州議定書の批准も国民投票が必要とされることになったのである。七人の裁判官の内、五名が単一欧州議定書は将来的にＥＣを経済連合から政治連合に変化してゆくものと判断していた。[13] この結果、アイルランドにおいては、ＥＵの基本条約の改正には必ず国民投票による憲法改正を必要とすることが、最高裁判所の判例上明確に規定され、以後毎回国民投票が実施されることになる。

一九八七年五月二六日に実施された単一欧州議定書に関する国民投票では、投票率四四・一％、賛成六九・九％、反対三〇・一％という大差で、アイルランド国民は同意の意思を示した。この国民投票では、前回より投票率の低下が見られるが、賛成票が圧倒的に多数であり、アイルランド国民がＥＣ統合の進展に向けて賛同し、同国がＥＣに参加していることの意義を認識していることを物語っていた。したがって、単一欧州議定書を国民投票で批准しなくてはならなくなったことに関して、手続きが煩雑になった以外に、特に心配するような事態はこ

の時には生じなかった。しかし、EU基本条約の改正には必ず憲法改正を伴い、国民投票が必要となるという最高裁の判断がその後のアイルランドとEUの関係で二一世紀に入ってから大きな争点となってくるのである。

単一欧州議定書の発効に伴い、ECは一九九二年市場統合に向けて一路進んでゆくことになり、市場統合に伴う是正策としての構造基金の改革など、周辺の低開発国への援助政策も手厚くなってゆく。アイルランドは正に、この風を受ける形で経済発展の波に乗り、低開発国から富裕国へと変身してゆくことになる。

この当時にアイルランドがEC統合から利益を受けた政策領域として、域内市場政策、共通農業政策、通貨政策、地域政策の四政策領域が指摘されている。[14] 域内市場に関しては、アイルランド製品のアクセス先が格段に広がったことで恩恵があり、共通農業政策では、価格保障や農家への補助金によってアイルランド農業の保護に繋がった。通貨政策では、英国ポンドとのリンクを外れ、ドイツ・マルクとリンクすることで、大陸との関係を強め、アイルランド通貨と貿易の安定化に寄与することになった。さらに、EMSに参加することで、アイルランドは最終ゴールとなるユーロへの参加に向けて、厳しい財政規律を守ることを余儀なくされ、そのことが財政の健全化に貢献することになった。また、地域政策では、EUの構造基金からのアイルランドの低開発地域への援助と同国の援助政策が連動する形で、アイルランド全体の地域格差の是正が実現していった。ECの人口一％でしかないアイルランドがEC基金の一三％を一九七〇年代には受け入れるなど、他の加盟国にはない地域基金からの援助を受けたことは大きかった。[15] 外資の導入も進み、英語圏であるという利点もあって、米国や日本からのEU向けの投資がアイルランドで急増し、医薬品や先端技術分野での投資が急増することになる。

このような恩恵を受けて、アイルランドは低開発周辺国から奇跡の発展を遂げることになる。「ケルトの虎」と呼ばれるようになり、約一〇年間に同国経済は著しい発展を遂げた。その経済的な発展経緯については経済学者の分析に譲ることとし、ここではその発展を示す数字だけ挙げておきたい。単純に分かりやすい数値で言えば、

一九八七年から二〇〇〇年にかけて、アイルランドのGNP（国民総生産）は一四〇％増加している。この間、米国は四五％、EU全体では三五％であった。[16] 一人当たりのGDPにおいても、一九七二年にはEU平均の六六％であったのが、二〇〇八年には一五〇％にまで急増した。[17]「ケルトの虎」と呼ばれていた一九九〇年代の最高値としては、一九九七年に実質GDPの前年比一一・九％という高成長の数字も残している。[18] 一人当たりのGDP値では、二〇〇九年時点ではリーマンショックの影響もあり、多少下がっているが、それでもEU平均の一二八％であり、ルクセンブルクの二七一％に次いで、オランダと共にEU内での二番手グループに位置している。[19]

こうしたアイルランドの経済的な急成長は正にEUからの様々な補助金が後押しをしたものであり、そこに同国の外資導入の政策が相まって実現したものと言える。その結果、アイルランド国民にとって、EUはなくてはならない存在として認識されるようになり、同国はEU内の忠実なる加盟国として見られてきた。また、アイルランドの急成長は、中・東欧諸国がEU加盟を検討するにあたり、モデルケースとして注目されるようになるのである。

一九九二年六月一八日に実施されたマーストリヒト条約に関する国民投票においても、投票率五七・三％、賛成六九・一％、反対三〇・九％という圧倒的多数で、同条約の批准が了承されている。EUが政治統合に進むことに関しても、一般的なアイルランド市民は、EUが経済・社会領域における統合を十分に進展させるのであれば、自国が中立政策を選択していても、そのことが同国のEU統合への参加を妨げる要因にはならないと判断していた。[20] したがって、マーストリヒト条約の批准は、アイルランド社会では論争にはならなかった。[21] 唯一、妊娠中絶の禁止を定めているアイルランド憲法との関係が争点となったが、アイルランド政府はマーストリヒト条約にEU基本条約が同国憲法の当該規定に影響を及ぼさない旨の議定書を追加することで、国民を納得させようとした。その直後に、アイルランドではレイプされた一四歳の少女が英国で妊娠中絶を受けることに関する事案が[22]

持ち上がり、最終的には最高裁判所が許可したことから、アイルランド政府は、先の議定書が、加盟国間を往来する自由や、他の加盟国で合法的になされるサービスについての情報をアイルランドで入手したり提供したりする自由を制限するものではない、という解釈を示すと同時に、一九九二年一二月二三日に実施された国民投票で、同解釈を憲法に反映させることになったのである。[23]

一九九七年に調印されたアムステルダム条約では、WEU（西欧連合）で合意されていたいわゆるペータースブルク任務がCFSP（共通外交安全保障政策）の枠内に取り込まれることになり、アイルランドにおいては中立政策との関連で多少論議を呼んだが、一九九八年五月二二日に実施された国民投票では、投票率五六・二％、賛成六一・七％、反対三八・三％とこれまた圧倒的多数でアムステルダム条約の批准が承認された。但し、反対票がこれまでの国民投票の中では最多となり、EU統合の先行きとアイルランドの位置づけについて懸念を抱く人々が増え始めていることを示していた。しかし、このアムステルダム条約を契機として具体化してゆく、EUの対外的な軍事活動に関しても、アイルランドは国連の決議があること、政府が同意していること、国会が承認することの三条件の下に参加してゆくことになる。例えば、二〇〇三年に始まったアルテミス作戦や二〇〇六年のEUFOR・RD・CONGOにも参加しているし、[24] 二〇〇八年一月に開始されたチャドへの部隊派遣ではアイルランド将校であるパトリック・ナッシュ（Patrick Nash）中尉がヘッドを務めるなど、[25] 一定の条件の下ではあるが、ESDP（欧州安全保障防衛政策）にも積極的に参加しているのが実態である。

四　EUの「問題児」？

ここまで見てきたように、アイルランドはEUに対して概して好感を持って接してきている。その姿勢は、

「厄介なパートナー」と称されることが多い英国や、マーストリヒト条約の批准を国民投票で否決して単一通貨への参加留保（オプトアウト）などの譲歩を引き出したデンマークとは異なる。確かに、中絶の禁止に関する問題や中立政策など、EUの方針に無条件に全面賛成しているわけではないが、アイルランド国民は、EUに加盟していることによる恩恵を十分に理解していると考えられる。

そのようなアイルランドの姿勢に変化が見られるのが、一九九〇年代後半以降である。経済的成功により、アイルランドがEUの受益者から、EU予算に対して貢献する立場に転換することが明らかになってきたことが背景として指摘できる。アイルランドは、EUの構造基金の「第一目的地域（Objective 1）」ではなくなり、貧しい周辺国ではなくなっていた。しかも、中・東欧諸国ならびにキプロス、マルタがEUに新規加盟すれば、アイルランドの地位は相対的に更に上がることが予想されていた。[26]

他方、単一欧州議定書に始まり、マーストリヒト条約、アムステルダム条約と続いたEU条約の改正により、EUがアイルランドにもたらす影響を考える政党や市民グループを排出し、EUに反対の立場をとる人々も出てくるようになった。EUに対するアイルランドの「寛大なるコンセンサス」の時代は終わりを告げたのであった。[27]

二〇〇一年に調印されたニース条約をアイルランドが国民投票で批准拒否した事態は、アイルランド国内だけでなく、広くEU全体においても動揺をもたらした。二〇〇一年六月七日に実施された国民投票で、投票率三四・八%、賛成四六・一%、反対五三・九%でニース条約の批准をアイルランド国民は拒否したのであった。[28] 当時与党であった共和党および進歩民主党は当然であるが、野党第一党であったアイルランド統一党もニース条約に賛成しており、政党レベルでは大きな論争はなかった。反対に回ったのは、シン・フェイン（Sin Fein）党、緑の党という少数政党に限定されており、全体としては楽観的なムードで国民投票キャンペーンが行われていた。ニース条約は、目前に迫っていた中・東欧の新規加盟に対応できるようにEUの制度改革を目指したものであり、

同条約を葬り去ることは他のＥＵ加盟国にとって許容しがたい事態であった。仏ル・モンド紙はアイルランドを「問題児（l'enfant terrible）」[29]と形容するなど、アイルランドの国民投票の結果に対して、非難が集中した。

この結果を受けて、アイルランドのＥＵ代表部では即時に世論調査を実施して、否決票が過半数に達した原因解明を行った。その結果明らかになったことは、アムステルダム条約で賛成票を投じた人々の半数以上が棄権していたことであり、否決の原因は投票率が極めて低く、棄権が多かったことにあることが分かってきた。そこで、何故棄権したのかが問題となるのであるが、四四％の棄権者が、情報の欠如や問題への理解不足を理由として挙げていることが調査から浮かび上がってきた。否定票を投じた人々の中においても、三九％が情報の欠如を理由としていた。そこには、「分からなければＮＯと投票しよう」というネガティブ・キャンペーンの影響もあった。主権の喪失や連邦欧州への懸念から否定票を投じたのは一六％、中立政策への影響は一二％、移民問題は三％、中絶問題はわずか二％であった。[30]この結果から、多くの国民がニース条約に関する情報の欠如から投票所に行かなかったか、もしくは反対票を投じたことが判明し、政府は二回目の国民投票に向けて国内キャンペーンを改めて展開することになるのである。

他方、二〇〇二年六月二一日・二二日にセビリアで開催された欧州理事会において、アイルランドは二回目の国民投票を実施することを約束すると同時に、「アイルランドによる国家宣言」を提出し、欧州理事会はそれを受け入れる宣言を採択した。そこでは、アイルランドの軍事的中立がニース条約の発効や今後のＥＵ統合の進展により侵害されないこと、ＥＵの人道支援や危機管理任務が欧州軍の創設には繋がらないことが明記され、アイルランド国民の懸念を払拭する内容が明確に盛り込まれた。[31]

第二回目の国民投票は、二〇〇二年一〇月二〇日に実施され、今度は投票率四八・五％、賛成六二・九％、反対三七・一％と圧倒的多数でニース条約の批准が承認された。最終的にニース条約は批准されたが、この一連の

国民投票の結果からは、アイルランド国民がもはや無条件にEUへの参加を是としている状況ではなくなっていること、アイルランドの政治エリート達がEU問題についてより真剣に論議をする必要性が生じていることが明白になってきたのである。

五　リスボン条約の批准

二〇〇四年に調印された欧州憲法条約の批准に関しては、二〇〇五年にフランスとオランダの国民投票で否決されたことにより、「熟慮と再考の期間」に入り、アイルランドでは批准のための国民投票は延期されることになった。その後、二〇〇七年前期の議長国ドイツのイニチアティブで、「熟慮の期間」を打破する動きが始まり、二〇〇七年三月に開催された欧州理事会において「ベルリン宣言」が採択されて、新しい条約策定作業が開始された。二〇〇七年後期議長国のポルトガルは、同年七月に政府間会議（IGC）を招集し、最終的に二〇〇七年一二月一三日にリスボン条約が調印されることになった。[32] ここでは同条約の内容については触れないが、先の欧州憲法条約の内容を九〇％踏襲しつつも、EUが「スーパー国家」であるという誤解を与えないように内容が修正され、かつ条約改正の形式をとり、各加盟国が国民投票ではなく、議会で批准できるようにしたのであった。[33]

しかしながら、唯一アイルランドにおいては、すでに述べたように、単一欧州議定書の際の最高裁判所の判決があり、法的にEU条約の改正には国民投票に基づく憲法改正が必要とされていた。そのため、リスボン条約に関しても、二〇〇八年二月二六日に政府が憲法修正案に合意し、同年三月六日に憲法修正第二八号として公表された。法案はアイルランドの上下両院で可決され、最終的な国民投票の結果を待つことになった。[34]

ところが、二〇〇八年六月二日に実施されたアイルランドでの国民投票では、投票率五三・一％、賛成四六・

六％、反対五三・四％で否決されてしまった。ニース条約に続き、またしてもアイルランド国民はＥＵの動向を左右する基本条約の改正に対して、「ＮＯ」を突きつけることになったのである。しかも、反対票は約一〇〇万人であり、ＥＵの総人口五億人に比較すれば、極めて少数の意見により、ＥＵ全体の行方を左右するリスボン条約の批准が危ぶまれることになった。

それでは、なぜアイルランド国民は否定票を投じたのであろうか。駐アイルランドＥＵ代表部は、すぐにギャラップ社に委託して、国民投票の動向を分析する世論調査を行った。[35] 同世論調査の内容については、慶應義塾大学の田中俊郎教授が詳細な分析を行っているので、[36] そちらを参照されたいが、ここでは何故反対票が多かったのかについてだけ紹介しておこう。反対票を投じた人たちの第一の理由は、「条約についてよく知らなかった」が二二％、第二は「アイルランドのアイデンティティーを守る」が一二％、第三は「アイルランドの中立が侵害される」六％、「我々の政治家を信頼しない」六％、「欧州委員会にアイルランド出身の委員を送る権利を失う」六％、「我が国の税制を守るため」六％と続いていた。「同性結婚、中絶、安楽死等の欧州立法をアイルランドに持ち込むことに反対」は二％、「移民の流入を阻止する」は一％と少なかった。

アイルランド外務省は同様の世論調査をミルワード・ブラウンＩＭＳに委託していた。[37] その結果についてもここで簡単に紹介しておこう。そこでの重要な指摘として、選挙民全体での否定票はニース条約の二回目の国民投票の時には一八％であったが、今回は二八％であり、投票に行かなかった潜在的な支持者が多かったニース条約の時と比べて確信的に否定票を投じた比率が高かったことが挙げられている。この点は、一九九〇年代後半から始まったアイルランド国民の対ＥＵ意識の変化を表すものとして重要な指摘であると考えられる。

また、投票に行かなかった最大の理由としては、四六％が理解・知識に欠けていたことを挙げており、同様に反対票を投じた第一として、四五％が複雑すぎる条約に関する情報・知識・理解不足をその理由としている。以

下、「大国による支配」一六％、「アイルランドにとってリスボン条約は悪い条約」八％、「政治家への信頼がない」六％、「中立政策を侵す」五％、「欧州委員会にアイルランド出身の委員を送れなくなる」四％、「アイルランドの独立を侵す」三％などとなっている。割合については、先の欧州委員会の調査とは若干異なるが、同じ争点が指摘されている。

これらの世論調査の分析結果を踏まえた外務省担当官は、筆者との面談調査において、条約に関する知識や情報の不足以外の問題点として以下の五点を挙げていた。[38] 第一は、欧州委員会にアイルランド出身の委員を送れなくなること、第二に中立政策が侵される懸念、第三に欧州軍が創設され徴兵されるという懸念、第四に課税権の問題、第五に中絶禁止といった倫理面での問題である。その内、欧州軍の創設は全くの誤解であるし、課税率に関してはEUに権限はないので、これらは正に国民投票におけるネガティブ・キャンペーンの結果として国民が曲解しているものであった。そこで、政府の戦略として、リスボン条約についての正確な知識を国民に伝えると同時に、EUから一定の譲歩を引き出して、アイルランド国民を安心させることを目指したのである。

二〇〇八年一二月一一日・一二日にブリュッセルで開催された欧州理事会においては、次期欧州委員会の委員の数を各加盟国一名とすることで、アイルランド出身の委員を参加させることを保障すると同時に、アイルランド国民が有する課税政策、家族・社会・倫理問題、アイルランドの伝統的な中立政策とESDPとの関係についてのアイルランドの憂慮を理解し、必要な法的手段をとることで合意した。[39]

さらに、二〇〇九年六月一八日・一九日にブリュッセルで開催された欧州理事会では、アイルランドとリスボン条約の問題が中心議題として取り上げられ、最終的に三つの付属文書を法的な効力のある文書として欧州理事会で採択し、リスボン条約の発効と同時に効力を持つものとしたのであった。第一付属文書は、アイルランド国民がリスボン条約に関して懸念を有している問題についての決定、第二付属文書は労働者の権利、社会政策およ

び他の問題に関する厳粛なる宣言、第三付属文書は軍事的中立に関するアイルランドによる国家宣言となっている。[40]

特に、第一付属文書では、まず、EUの基本権憲章が、アイルランドの定める生存権、家族の保護、教育権の保護に影響を与えるものではないこと、および中絶・安楽死・同性間結婚の禁止や、宗教教育や平等教育を侵害するものではないことが明記された。また、リスボン条約が加盟国の課税権限に影響を及ぼすものではないことが記載された。さらに、EUの安全保障・防衛政策がアイルランドの伝統的な軍事的中立政策に影響を及ぼすものではなく、リスボン条約が欧州軍の創設や徴兵制に繋がるものではないこと、軍事作戦に参加するか否かは各加盟国の問題であることが明確にされた。[41]

このようにして、アイルランドは欧州理事会において、同国国民が懸念していた諸問題について法的な保障を獲得し、そのことを同国国民に丁寧に説明することで、第二回目の国民投票での批准に向けて入念な準備を進めていったのである。その結果、二〇〇九年一〇月二日に実施された国民投票では、投票率五九・〇%、賛成六七・一%、反対三二・九%という圧倒的な多数でリスボン条約は批准されたのであった。この「地滑り的勝利」[42]は、欧州憲法条約の棚上げにより停滞してしまったEU統合を再出発させる意味で重要なものであった。

それでは、どのような理由でアイルランド国民は二回目の国民投票では賛成多数という結論を導き出したのであろうか。在アイルランドEU代表部は、二回目の国民投票後にもギャロップ社に世論調査を依頼して、分析を行っている。[43]その結果を最後に紹介しておきたい。賛成票の中で、「アイルランド経済を助けることになる」と答えた者は二〇〇八年には九%に過ぎなかったのが、二〇〇九年には三八%に急増しているし、また二〇〇八年には女性票の四四%が賛成であったのが、二〇〇九年には六六%に増加している。否定票を投じた者の中で、情報の欠如を挙げたのは四%に過ぎず、反対にアイルランドの主権保持（一七%）や政治家への信頼欠如（一〇%）

表２　アイルランドのＥＵ条約国民投票結果

日付	テーマ	賛成％	反対％	投票率％
1972年５月10日	ＥＥＣ加盟条約	83.1	16.9	70.88
1987年５月26日	単一欧州議定書の批准	69.9	30.1	44.1
1992年６月18日	マーストリヒト条約の批准	69.1	30.9	57.3
1998年５月22日	アムステルダム条約の批准	61.7	38.3	56.2
2001年６月７日	ニース条約の批准（１回目）	46.1	53.9	34.8
2002年10月20日	ニース条約の批准（２回目）	62.9	37.1	48.5
2008年６月12日	リスボン条約の批准（１回目）	46.6	53.4	53.1
2009年10月２日	リスボン条約の批准（２回目）	67.1	32.9	59.0

出典：Brigid Laffan and Jane O'Mahony, *Ireland and the European Union*, Palgrave Macmillan, Hampshire, 2008, p.108 を筆者が加筆修正。

が目立っていた。総じて、二〇〇八年の「ノー」から二〇〇九年の「イエス」への変化は、条約に関する情報が増加したこと、アイルランド経済の助けとなること、公的な討論に参加することへの満足観が得られたことが背景にあったとこの調査結果は指摘している。特に、「イエス」キャンペーンに説得力があったとする割合は、二〇〇八年の一五％から二〇〇九年の六七％に急増しており、反対に「ノー」キャンペーンに説得力があったとするのは二〇〇八年の六七％から二〇〇九年には一八％に急落しているのが象徴的である。

こうしてアイルランドはようやくリスボン条約を批准し、その結果、同条約は二〇〇九年一二月に発効することになる。アイルランドにおける二度の国民投票の結果分析からは、二つの傾向が抽出できると思われる。一つは、アイルランドの主権保持、課税問題、中立政策、中絶禁止といった同国に固有の問題をめぐる賛否の問題と、もう一つは、条約が大部であり理解ができない、あるいは情報が欠如しているというＥＵの進展についての理解不足が少なくとも一回目の国民投票では大きな否決要因となっていたことである。これらがもつ含意について最後に考察してみよう。

六　結　語

ニース条約やリスボン条約での国民投票の結果がどうであれ、アイルランド国民がＥＵへの帰属に関して好意的であることは、その後のユーロバロメーターでの調査でも明らかである。最新の二〇一〇年五月のユーロバロメーター[44]においても、アイルランドがＥＵから恩恵を受けていると考える割合は七七％、ＥＵに加盟していることを良いことと思う割合も六六％と、他の加盟国と比較して群を抜いて高い数値となっている。

これらの数値と両条約の第一回目の国民投票での結果とが相反する事態となっていることが、ある意味においてアイルランドの特殊な状況であると言ってもよいであろう。ＥＵ内における有数の富裕国となったアイルランド国民にとって、ＥＵに帰属していることが同国に利益をもたらすことは認識しつつも、ＥＵ統合の先行きについては、無関心か、あるいは漠然とした不安感を抱いていると言える。特に、ダブリン大学のベン・トンラ教授が指摘[45]するように、アイルランドがベネルックス三国のようにＥＵの更なる連邦化やＣＦＳＰの共同体化を望んでいないのであれば、現行以上にＥＵ統合が進展することはアイルランドにとって必ずしも望ましい状況ではなく、同国の中立政策や欧州委員の派遣といった問題に過敏に反応することは想像に難くない。それゆえ、ネガティブ・キャンペーンから受ける影響が多分に大きかったことが推測される。但し、それらの懸念は、政府とＥＵとの折衝によりニースの時もリスボンの時も妥協がもたらされ、二回目の国民投票では賛成票の増加に繋がっている。

別の視点からは、アイルランドの例が示しているように、ＥＵに参加することで如何にその国に恩恵があるかどうかがＥＵへの忠誠心となって現れていることが指摘できよう。一九九〇年代にアイルランドが経済的に急成長している時には、同国国民に敢えてＥＵ統合について説明する必要はなく、反対に二一世紀に入ってから、ア

イルランドがEUの受益国から貢献国へと立場が変わることにより、国民の反応も変わってきていることに注目しなくてはならない。さらに、経済的に目に見える利益があるとしても、必ずしもEUという存在は国民にとって近いものではなく、多くの国民にとって理解不能な存在である点も留意すべきところであろう。[46] これらは、アイルランドに限ったことではなく、多くのEU加盟国にとって共通の課題ではなかろうか。EU統合を維持してゆくことがヨーロッパ諸国共通の利益であることをEU市民に十分に理解してもらう地道な作業が、これから益々必要になっていることをアイルランドの国民投票の例は示しているように思われる。

(1) 日本国外務省HP、〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ireland/data.html〉(2010.10.10)。

(2) EU加盟に伴う国内政治システムへの影響については、アイルランドのケースでは例えば以下がある。Bridgid Laffan, "Ireland", in edited by Dietrich Rometsch and Wolfgang Wessels, *The European union and member states: Towards institutional fusion?*, Manchester university press, Manchester, 1996, pp.291–312; Brigid Laffan, "Ireland: modernisation via Europeanisation", in edited by Wolfgang Wessels, Andreas Maurer & Jürgen Mittag, *Fifteen into One?: The European Union and its member states*, Manchester university press, Manchester, 2003, pp.248–270; Patricia Conlan, "Ireland: enhanced parliamentary scrutiny of European affairs: But is it effective?", in edited by John O'Orennan and Tapio Raunio, *National parliaments within the enlarged European Union*, Routledge, New York, 2007, pp.178–199.

(3) 本章は主に以下を参照している。Brigid Laffan and Jane O'Mahony, *Ireland and the European Union*, Palgrave Macmillan, Hampshire, 2008, pp.6–29; Brigid Laffan and Ben Tonra, "Europe and international dimension", in edited by John Coakley and Michael Gallagher, *Politics in the Republic of Ireland, Fifth edition*, Routledge, New York, 2010, pp.407–413.

(4) Richard B. Finnegan, "Ireland: Brussels and the Celtic Tiger", in edited by Eleanor E. Zeff & Ellen B.

Pirro, *The European Union and the Member States, second edition*, Lynne Rienner Publishers, Colorado, 2006, p.152.

（5） Brigid Laffan and Jane O'Mahony, *op. cit.*, p.16.

（6） Gerda Falkner and Brigid laffan, The Europeanization of Austria and Ireland: Small can be Difficult?", in edited by Simon Bulmer and Christian Lequesne, *The Member States of the European Union*, Oxford University Press, Oxford, 2005, p.211.

（7） アイルランドのEEC加盟交渉の経緯については以下が詳しい。Frances Nicholson and Roger East, *From the Six to the Twelve: the enlargement of the European Communities*, Longman, Essex, 1987, pp.83–100.

（8） Brigid Laffan and Jane O'Mahony, *op. cit.*, p.24.

（9） 正確を期すために英文の正文を挙げておく。

Article5 Ireland is a sovereign, independent, democratic state.

Article6 1 All powers of government, legislative, executive and judicial, derive, under God, from the people, whose right it is to designate the rulers of the State and, in final appeal, to decide all questions of national policy, according to the requirements of the common good.

2 These powers of government are exercisable only by or on the authority of the organs of State established by this Constitution.

Article15 2 The sole and exclusive power of making laws for the State is hereby vested in the Oireachtas: no other legislative authority has power to make laws for the State.

Constitution of Ireland, Government Publications Sale Office, Dublin.

（10） Bertie Ahern, "Ireland and Europe: Embracing Change", in edited by Jim Hourihane, *Ireland and the European Union: the first thirty years, 1973–2002*, The Lilliput press, Dublin, 2004, p.98.

（11） この時期のアイルランドの中立とEPCとの関係については以下が詳しい。Patrick Keatinge, "Ireland: neutrality inside EPC", in edited by Christopher Hill, *National Foreign Policies and European Political Cooperation*,

George Allen & Unwin, London, 1983, pp.137–152.

(12) アイルランドとEMSとの関係については以下を参照されたい。Rory O'Donnell, "Monetary policy", in edited by Patrick Keatinge, *Ireland and EC Membership Evaluated*, Pinter publishers, London, 1991, pp.76–89.

(13) Richard B. Finnegan, *op. cit.*, p.159.

(14) Edited by Patrick Keatinge, *Ireland and EC Membership Evaluated, op. cit.*, pp.279–181.

(15) Richard B. Finnegan, *op. cit.*, pp.153–154.

(16) Jane O'Mahony, *op. cit.*, p.19.

(17) Brigid Laffan ans Ben Tonra, *op. cit.*, p.411.

(18) *Eurostat, Real GDP growth rate*, 〈http://epp.eurostat.ec.europa.eu/tgm/table.do?tab=table&init=1&plugin=1&language=en&pcode=tsieb020〉 (2010.10.10).

(19) *Eurostat, GDP per capita in Purchasing Power Standards*, 〈http://epp.eurostat.ec.europa.eu/tgm/table.do?tab=table&init=1&plugin=1&language=en&pcode=tsieb010〉 (2010.10.10).

(20) マーストリヒト条約の交渉時までのアイルランドの政治統合に対する態度については以下が詳しい。Christa van Wijnbergen, "Ireland and European Political Union", in edited by Finn Laursen and Sophie Vanhoonacker, *The Intergovernmental Conference on Political Union*, European Institute of Public Administration, Maastricht, 1992, pp.127–138.

(21) アイルランドのマーストリヒト条約の批准に関しては、Christa van Wijnbergen, "Ireland and the ratification of the Maastricht Treaty", in edited by Finn Laursen and Sophie Vanhoonacker, *The Ratification of the Maastricht treaty: Issues, Debates and Future Implications*, Martinus Njihoff Publishers, Maastricht, 1994, pp.181–193.

(22) 本件については以下に詳しい。庄司克宏『欧州連合——統治の論理とゆくえ——』岩波新書、九二—九八頁。

(23) アイルランド憲法第四〇条第三項第三節は、第2、第3段落が追加され、以下のように修正されている。

The State acknowledges the right to life of the unborn and, with due regard to the equal right to the moth-

er, guarantees in its laws to respect, and, as far as practicable, by its laws to defend and vindicate that right.

This subsection shall not limit freedom to travel between the State and another state.

This subsection shall not limit freedom to obtain or make available, in the State, subject to such conditions as may be laid down by law, information relating to service lawfully available in another state.

(24) 小林正英「新しい安全保障主体としてのＥＵ」田中俊郎・小久保康之・鶴岡路人編『ＥＵの国際政治』慶應義塾大学出版会、二〇〇七年、二二五頁の表。

(25) *Eufor Tchad/RCA*, 〈http://www.consilium.europa.eu/showPage.aspc?id13661366&lang=en〉(2010.10.10).

(26) Jane O'Mahony, *op. cit.*, p.23.

(27) Brigid Laffan and Jane O'Mahony, *op. cit.*, pp.33-34.

(28) ニース条約に対する第一回国民投票の結果についての分析は、以下を参照。児玉昌己「アイルランド国民投票におけるニース条約の否決とＥＵ政治――欧州連邦に向かう過渡期的ＥＵにおける加盟国の「民意」と「欧州の公益」の問題――」『同志社法学』、第二八二号、五三巻六号、二〇〇二年二月、二六六―三四〇頁。

(29) *Le Monde*, le 9 june 2001.

(30) J Marketing O'Mahony, *op. cit.*, p.27. 世論調査の結果については、*Attitudes and Behaviour of the Irish Electorate in the Referendum on the Treaty of Nice*, results of a survey of public opinion carried out for the European Commission Representation in Ireland, carried out by Irish Marketing Surveys Ltd, in association with EOS Gallup Europe, 31 October 2001.

(31) Seville European Council, 21 and 22 June 2002, Presidency Conclusions, Council of the European Union, Brussels, 24 October 2002(29.10), 13463/02, POLGEN 52.

(32) リスボン条約が成立するプロセスについては以下がある。田中俊郎「ローマ条約からリスボン条約まで」『海外事情』、二〇〇八年四月号。

(33) リスボン条約の概要については、中西優美子「リスボン条約」『海外事情』、二〇〇八年四月号、庄司克宏「リスボン条約の概要と評価」『慶應法学』第一〇号、二〇〇八年三月を参照されたい。

(34) 二〇〇八年六月二日に実施されたリスボン条約に関するアイルランドの第一回目の国民投票に至るプロセス、結果およびその結果分析については、以下に詳しい。田中俊郎「リスボン条約とアイルランド――世論調査にみる市民の声――」『慶應の政治学』慶應義塾創立一五〇年記念法学部論文集、二〇〇八年所収、田中俊郎「アイルランドとリスボン条約――二回目の国民投票に向けて――」『海外事情』二〇〇九年九月号、宮下茂「リスボン条約批准のための憲法改正国民投票――アイルランドにおける二〇〇八年の否決――」『立法と調査』二〇〇九年一月、第二八九号。

(35) Post-referendum survey in Ireland, Preliminary results, *Flash Eurobarometer* 245, June 18 2008. 本レポートの一カ月後さらに詳細な分析結果が報告されている。Post-referendum survey in Ireland, Analytical Report, *Flash Eurobarometer* 245, July 2008.

(36) 田中俊郎「アイルランドとリスボン条約」前掲論文。

(37) *Post Lisbon Treaty Referendum, Research Findings*, September 2008, Millward Brown IMS.

(38) 二〇〇九年三月一一日、アイルランド外務省担当官談。

(39) Brussels European Council, 11 and 12 December 2008, Presidency Conclusions, Council of the European Union, Brussels, 13 February 2009, 17271/1/08 REV1, CONCL5, p.2.

(40) Brussels European Council, 18/19 June 2009, Presidency Conclusions, Council of the European Union, Brussels, 10 July 2009, 11225/2/09 REV2 CONCL2.

(41) *Ibid.*, Annex 1, Decision of the Head of State or Government of the 27member states of the EU, Meeting within the European Council, on the concerns of the Irish people on the Treaty of Lisbon. 田中俊郎「アイルランドとリスボン条約」前掲論文、二一頁。

(42) 児玉昌己「リスボン条約批准で近づく「欧州連邦」への道」『エコノミスト』二〇〇九年一一月一〇日、五二頁に引用されている。但し、筆者は、児玉教授が指摘する「アイルランドのリスボン条約の批准により、EUは「欧州連邦」に近づいた」とする楽観的な見解には多少違和感があることも付言しておきたい。

(43) Lisbon Treaty Post-Referendum Survey Ireland 2009, Analytical Report, *Flash Eurobarometer* 284, Octo-

ber 2009.

(44) *Standard Eurobarometer*, May 2010.

(45) Professor Ben Tonra, University of Dublin, 二〇〇八年三月九日談。

(46) Brigid Laffan and Jane O'Mahony, *op. cit.*, p.263.